

福岡市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童養護施設等の入所児等の生活向上のため、児童の安全の確保のために必要な設備の設置及び更新、老朽化した設備の更新及び改修、ケア単位の小規模化等のための改修、学習環境整備のためのパソコン購入など環境改善を図ることを目的とする。

なお、この要綱に規定するもののほか、補助金の取扱いについては、福岡市補助金交付規則（以下「規則」という。）による。

(補助の対象施設)

第2条 補助の対象施設は、福岡市内に所在する乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親で、市長が認めるものとする。

(暴力団の排除)

第3条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助の対象事業)

第4条 補助の対象事業は、「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施について（平成27年6月5日雇児発0605第3号）」の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」に定められた「入所児童等の環境改善事業」のうち「入所児童等の生活環境改善事業」及び「児童養護施設等における学習環境改善事業の実施について（平成28年3月7日雇児発0307第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」の別紙「児童養護施設等における学習環境改善事業実施要綱」に定められた事業（以下「学習環境改善事業」という。）とする。

(補助の対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるところによる。

(補助の額)

第6条 補助の額は、予算の範囲内において市長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付申請は、補助金交付申請書(規則様式第1号)及びこれに必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助の条件)

第8条 補助の条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (2) この補助金に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、かつ当該収支及び支出についての証拠書類を事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。
 - (3) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
 - (4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
 - (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (6) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
 - (7) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
 - (8) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。
- 2 前項の条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがある。

(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、規則第5条に基づき交付の決定をし、対象団体に対し同7条に基づく決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

第10条 対象団体は、事業完了後すみやかに事業実績報告書（規則様式第4号）及びこれに必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、実績報告を受けた場合は、規則第15条により調査確認し、補助金の額を確定し対象団体に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年2月24日から施行し、平成21年9月18日から平成22年3月31日までの対象事業に適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの対象事業に適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月30日から施行し、平成28年1月20日からの対象事業に適用する。

(期間)

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(別表)

区 分	補助対象経費	補助基準額
入所児童等の生活環境改善事業	改修費、備品購入費	必要と認める額の合計額
学習環境改善事業	役務費、備品購入費	児童養護施設等における学習環境改善事業実施要綱第6の規定により算出された子どもの人数 1 16歳以上の子どもが3人以上いる場合 140,000円 2 16歳以上の子どもが6人以上いる場合 280,000円